

# 社会安全学構築のための安全関連概念の再検討

Review concepts of safety, security,  
*ANZEN* (a Japanese word) and other relating words

関西大学 社会安全学部

辛 島 恵美子

Kansai University, Faculty of Safety Science

Emiko KANOSHIMA

## SUMMARY

In this paper, logical analyzing and comparing among the originated concepts of words, for example, *ANZEN* (Japanese), safety (English), security (English) and other relating words, we shall clarify that there is an adequate concept of which is contained in a Japanese word *ANZEN* received from a Chinese concept, but not be contained in those English words such as safety or security. This is expressed as a word of holonomy, in newly coined English word. “Holo-(Greek *holó*) contained in holonomy means a unit and not construction consisted of material parts, and “-nomy” (Greek *-nómos*) means managing, regulating. The concept of holonomy will assist those who must make thoughtful and thorough considerations for maintaining of social confidence and trust.

## Key words

safety, security, holonomy, *ANZEN* (Japanese), risk, danger, hazard, concept

## 1. はじめに

専門分科は知識の深さを究めるには相応しいものの、半ば必然的に伴う“分断、離散”の弱点のゆえに、深めた知識も総合的一体性を剥奪されたままに終わりがち了らせがちである。この科学の方法論上の弱点もしくは欠点は、総合的判断を求める課題ほど深刻にならざるをえないものの、それは半ば周知の事実であるにもかかわらず、後の備えともいべき補完のための努力についてはこれまでほとんど関心をもたれることがなかった。しかし21世紀に入った今日

の社会の実態はそうした矛盾を数多く抱え込み、これまでの“進歩・効率・能率主義”から“人間的幸福や社会的安全”を重視する安定的価値への転換を迫る雰囲気醸成されるまでになってきている。実際にも、この弱点を克服するために各種の発想や運動が提示・展開されており、「安全」を重要なキーワードとする領域横断的学問体系として考えられる社会安全学もそうした中の一つと位置付けることができる。

専門分科の弱点を補完する領域横断的学問体系を目指すことに異論をはさむ勢力は今日ではもはや少数となりつつあるが、しかしその実現

方法となるとまだ本格的議論すら展開しているとは言い難い。「学際」の言葉も同様の背景事情で頻用されてきたはずであるが、相互理解のしやすい学問領域間でこの弱点をカバーしようとする実践的姿勢が強く、かえって方法論的議論展開の回避にむかっていったようにも見える。

本論はこうした点を考慮し、領域横断を可能にする一つの方法論として、新領域展開のあかつきには基礎用語になると予想される安全関連用語を取り上げ、その概念の再検討を通じて、切り拓かれる新領域の特徴と若干の課題について考察しようとするものである。方法論的には概念レベルでの検討であり、新領域の把握といっても枠組みや要所の目印レベルでの検討にならざるをえないが、そのレベルであるからこそ、見える問題群もあり、また大枠の議論だからこそ欠けている何かをも指摘しうる体系的把握に近づける方法になりうるのではないかと考えている。

結論を述べれば、日本語の中で長く伝えられてきた漢語由来の「安全（全を安んずる）」の概念内容には英語 safety や security の概念ではカバーできない、いわば第三の特徴ともいえる内容が含まれており、その内容は今後の安全問題がますます深刻な利害対立や矛盾関係を含むことになる予想されるだけに、有用な指針を与えることが期待されるものであり、これを「holonomy」と敢えて言語化して明確に区別する重要性を指摘するものである。

そのイメージはラリーの際に高く掲げる目印、旗印の検討といえるかもしれない。専門分科して散り散りばらばらになりかけている現代的知識や知恵を、もう一度まとめ直すための目印、旗印の探究であり、一度原点に立ち戻って考え直すところから始めようとするものである。

なお、社会安全学にとっては「社会」概念の検討も欠かせない。しかしこれは政治史、行政

史、社会史などと深く関係し、論証方法にもひと工夫必要であることから、本論では切り離している。

### 1.1 問題の所在と誤解の特徴

漢語「安全」の用法はかなり古い。諸橋轍次著『大漢和辞典』（3巻 p919）では「兵凶戦危、非安全之道」（顔氏家訓風操）、と「恭以恩信、為衆所附、擁兵固守、獨安全」（後漢書夏恭傳）を掲載している。しかしその割には第二次世界大戦終結までの日本では、今日のような用法でこの言葉を使うことは少なかった。たとえば明治以降の制度に過ぎないが、学校教育の領域ではそうした内容が問題にされなかったわけではないものの、“怪我の防止対策と手当”や“火災予防と生徒の避難訓練”のように、具体的に注意を喚起すべき内容をそのまま表現することが多く、一々「安全」の言葉を追加したり言い換えたりはしなかったという意味である。これと対照的なのが第二次世界大戦終結後であり、「健康・安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること」（昭和22年学校教育法）以降、「health」と並ぶ「safety」の訳語として「安全」は受け止められ、学校教育の世界では1950年代頃から「学校安全」の表現で「学校における安全教育と安全管理」を意味する独特の使い方も成立し、先の事例、“怪我の予防対策と手当”であれば、それらをまとめる大項目名には“安全管理マニュアル”とでも書かれそうであり、“火災予防と生徒の避難訓練”なら今日では「災害安全」あるいは「生活安全」の問題として整理されることになる。これらに「交通安全」を含めたものが安全教育の中心テーマであり、最近では携帯電話問題も発生しているため「情報安全」が追加されつつある。

他方、産業界でも似た動きが認められる。産

業界では労働災害がいつの時代でも関心事であったろうが、特に明治期からの近代化、産業革命の流れの中で技術の急速な発展とも絡んで「生産や品質」に関心が集中し、相対的に「安全」の関心は後回しになりがちで、紡績工場の女工哀史、石炭・鉱山等での悲惨な落盤事故などからも窺い知ることができる。こうした労働災害を防止しようとの動きは、日本では、1911年の労働者保護を目的とした「工場法」の公布を指摘できる。しかし不況や政変、工場主の反対等によりその施行は五年後の1916年であり、1929年（昭和4年）になって工場法に基づく「工場危害予防及び衛生規則」が制定される状況であった。その法律名を見る限り、学校教育世界と同様、注意喚起の必要な物事の種類や場所をそのまま表現する方式であり、「安全」の言葉は今日のように頻用されてはいない。

ただし20世紀初頭の米国産業界に端を発する「safety first」運動は広く世界に影響を及ぼし<sup>1)</sup>、米国社会ではこうした流れの中で「safety information」に関して誰でもが利用できる恒久的組織をつくらうとの動きも生まれ、1913年National Council for Industrial Safetyが創設され、翌年には名称をNational Safety Councilと変更し、産業界の問題ばかりでなく、当時社会問題化してきていた「traffic safety」や「産業以外のsafety issues」をも対象とした組織として整備され、今日に至る。NSCの目的は、作業場、家庭生活の中で、あるいはコミュニティや路上において、死傷することをなんとしてでも防いで命を守ることにある（Mission: The National Safety Council saves lives by preventing injuries and deaths at work, in homes and communities, and on the roads through leadership, research, education and advocacy. Vision: Making our World Safer.）。

日本においても「safety first」のスローガン

を普及させる動きが開明的工学系リーダー小田川全之により職場改善運動の形で1912年より始まり、1917年には「safety first（安全第一）」運動を広く社会に啓蒙普及することを目指して「安全第一協会」設立の運びにまで高まる<sup>2)</sup>。しかし日本社会全体の動きからみればまだなお一部の人々の動きであり、やがて戦時統制の強化に向い、運動は停滞を余儀なくされ、再び活発に動き出すのは第二次世界大戦終結後であった。

敗戦後は特に米国の影響が大きく、1947年労働省が設立され、安全衛生行政が同省所管となり、労働基準法（Labor Standards Law）や労働災害補償保険法などを整備し、1972年に労働安全衛生の基本法となる労働安全衛生法（Industrial Safety and Health Act）を制定するに至る。この法律の目的は「労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする（第1条）」とある。こうして徐々に法律名にも「安全」が明示されていくようになり、安全=safetyの観念が広く定着してゆくことになる。

敗戦後の日本社会では、自動車の魅力とその急速な普及に道路事情が追いつかず、車両保有台数の急増に比例するように事故件数も悪化してゆき、「交通事故防止対策」は緊急事態対応ないしは危機管理的対応の性格を帯び、抜本的対策が求められるようになってゆく。こうした課題を米国では「traffic safety」と観念し、NSCを立ち上げたが、日本でも「交通安全」の言葉が「交通事故防止対策」と並ぶ形で使われるようになり、昨今では前者の表現を多く見かけるまでに変化してきている。交通戦争といわれた

一時期から既に40年ほど経過し、一時は道路交通事故死者数が1万6千人を超えるまでになったが、この数年は五千人前後にまで減ってきている。しかし世代間で、また立場や専門の違いにより、「安全」の受け止め方、理解内容は大きく異なり、たとえば大学1回生に安全の意味を尋ねると、「何をやっても失敗しない状態」の回答も出てくる。「safety」とはそのような意味だったのだろうか。欧米社会ではリスク概念を発展させて「safety」も定量的リスク用語で表現する方向に動いている。そうした動きも含めて「安全」対策に奔走してきた関係者は改めて「安全対策と安全教育」のあり方を振り返らざるを得ない状況が出現している。

## 1.2 概念分析と比較による検討方法

言葉の概念を明らかにする作業は、いかなる方法論を採用するにせよ、その言葉のあてはまる多くの事例（外延）に共通する説明（内包）の追究もしくはその逆の追究である。その本質的共通性に迫るためには普遍妥当性を求めつつ抽象度を高めていく必要がある。しかし説明（内包）を微細に具体的にしようとするれば一層現実的な課題を設定せざるをえず、内包を増やせば外延即ち問題領域を狭く絞り込まざるを得ないという苦衷を嘗めざるを得ない。それを克服し、その不備を防ぐ一つ方法として、言葉の考察を基礎とした類似熟語や関連熟語などの語彙の比較検討がある。本論ではこの方法にもとづいて概念整理を行うものである。

方法の特徴は大きく二つのステップに分かれる。第一ステップは、検討しようとする言葉を中心に関連語を選び出し、その対比的検討を通じてその共通性や異質性を明らかにしてゆくものである。特に語源や字源に遡ることは現在の用法ばかりでなく、昔の使い方をも追加することを意味し、外延を一気に拡大することを意味

する。言葉を工夫した先人たちの思いと、現代的用法との対比は、結果において幾多の時代を経ながらなお伝わりつづけている共通の特徴を相対的に容易に抽出する方法となりうる。

さらに、共通性・異質性を捉えることに焦点があり、字源や語源の研究それ自体にユニークさを求めるわけではない。そのため既存の研究成果を活用してよく、既に多くの字源に関する研究があつて類語辞典や漢和字典などが整備されている現代では、誰もが比較的容易に多くの語彙（外延）を検討材料とすることができる。

第二ステップは、異なる言語体系において同じ内容を指示すると考えられる言葉についても同様の検討を行い、その概念特性同士を比較検討することである。これにより当初選択した特定言語の歴史的制約を超えて一層自在な概念的考察が原理的に可能となる。つまりこの段階ではもはや字源、語源、どの言語体系であるかは基本的に大きな問題ではなくなり、原理的には純粹に概念そのものの検討に踏み込むことを可能にする。したがって、現代的あるいは将来的状況や条件において、いかなる概念構成が適切であるかを相対的に自由度高く考えることにも貢献しよう。つまり概念の再構成や新概念構築への扉を開く。

したがって言葉の概念の検討は、既存の常識的理解を一度その本質的特性の観点から見直す作業を経ることを意味し、その効用として、見落としていた特性を発見する手掛かりともなるばかりでなく、現代的あるいは将来的状況や条件下における適切な概念的理解のポイントを明らかにし、場合によっては新たな概念内容の構築を考えるヒントを与えることにも貢献しよう。

## 2. 「安全」概念の字源的特徴

### 2.1 「安」の字の特徴

漢語「安全」は「全を安んずる」と動詞的に



読むことができる。「安」の字源は《「宀(やね)+女」の会意文字で、女性を家の中に落ち着かせたさま。押さえつける意を含み、按(上から下へ押す)－案(ひじを落ち着ける机)－遏(押さえて止める)など同系の言葉》<sup>3)</sup>とする解釈もある。しかしこれでは安静の説明はできても安全、安息、安康などの多くの熟語との比較弁別的説明には不十分である。また別の説<sup>4)</sup>では「宀+女+右下に一画」からなる会意文字として、女が月信のとき深屋にかくれて安居したことを意味し、静かにその時を過ごす意とある。要は汚れの忌避に伴う重労働からの解放を意味すると考えられる解釈を掲げている。

それに対して家から家への転属変遷を通じて無事推移する意味を相対的に強く指摘する解釈がある。《宀+女〔説文〕に「静かなり」とあり、宀に従うのは廟中の儀礼である。宀は家廟。新しく嫁する女は廟中で灌鬯（読み：カンチョウ）（意味：清め）の儀礼をし、祖霊に対して受霊の儀礼をする。卜文に水滴を垂らす字、金文に下に衣を添える字形があるのはその安寧のための儀礼を示す。里帰りすることを帰寧という。①安寧の儀礼より、やすらか、安んずる、の意、②おちつく、しずか、③その家に安んずる、居る、おく、安置する、④匱<sup>5)</sup>・晏に通じて、たのしむ、の意、⑤焉に通じて、いづくんぞ、なんぞ、⑥抑に通じて、そもそも》<sup>6)</sup>の解釈である。説文解字<sup>7)</sup>には「静かなり」とあるが、ただ安静にすることの字ではなく、加入儀礼における安撫の意味とすれば、祖霊に対し安静・安寧を求める為の儀礼行為としての行為性もまた当然のことと理解できる。

解釈には多少の違いはあるものの、しかし一括して考えあわせれば、事もなく、即ちいわゆる“無事に”推移、通過することの意味が「安」の本質的背景といえそうである。しかし単に変化なく持続していく状態をいうものではなく、

推移、通過の結末に期待されているものであって、「やすらか」という時、「安らか」「安らぐ」のように漢字「安」を当てる場合と、「和」の語を用いる場合とが共通するところからも明らかのように、純粹に客観的状況として見るだけでなく、心理的な状態状況の意味をも見逃すわけにはいかない。これは宗教などでいう「安心」といわれる場合の「安」にもみてとれる。推移や通過に至る事情が違えば、到達した結果状態への期待にも違いがあって当然であり、いずれにせよ「目標の達成」「成功か否か」の捉え方とは異なり、むしろ諸条件の回復や時節の到来待ちによって、あるいは積極的な調和によって、あるいは征服、宥和、抑制、屈服などによって、とにかく現象としては、和して平和を取り戻すこと、秩序を回復してその結果として再び穏やかに過ごせること、あるいは過ごしていることを意味する言葉とまとめることができる。安静、安寧、安穩、安定の熟語はこのイメージと重なる。

もっと積極的に動作動詞「安んずる」を捉えれば、鎮守、鎮遠、綏遠ともなる、綏(すい)は「やすんずる」とも読み、《綏は「糸+音符妥【「爪(手)+女」で、いきりたつ女をまあまあと手でなだめて落ち着かせることをあらわす会意文字】の会意兼形声文字で、妥と同系のことば》<sup>8)</sup>とある。また別の説明では《妥は女子に上から手を加え、これを安撫する意。〔説文〕に「車中の把るものなり」とあり、〔論語、郷党〕に「車に升るに、必ず正しく立ちて綏を執る」とみえる。車に升るときにもつ垂れひもで、〔儀礼、士昏礼〕に新夫が新婦を迎える親迎のとき、車上から綏を授ける儀礼がある。綏安の意に用い、字はまた綏に作る。食前に黍・稷・肺を以て尸を祭ることを綏祭といい、キの音で読む》<sup>9)</sup>とある。それらの説明からも、混乱や波乱が前提されるものの、鎮まった結果状態は波乱や混乱、

困惑が無くなり、落ち着いた状態であり、秩序の回復や全体的調和状態がイメージされる。常識や状況に従って平穏で確実に生きるには秩序の回復は欠かせない基礎条件である。

## 2.2 「全」の字の特徴と「安全」「完全」「保全」の比較

「全」の字形は「△印(三方から集めて囲う)+工(工作)」からなる会意文字で、完全に囲って保存された細工物を指すとされ、欠けること無くそろえることの意を含み、篆文では下部が玉の形であるとされる<sup>10)</sup>。白川はこの字に関しては説文を引用したうえで<sup>11)</sup>、「まるまる」のことであり、全を純玉と解釈しても同じとしている。

したがって厳密にその意味を考えれば、「全」と熟す「安全」は「欠けることなくまるまる通過すること」と考えられる。「全」には「全うする」の用例があり、動詞の用例もあるが、「安全」を「安らかに全うする」と解釈するのは不自然であり、急には納得できない。「安心」も心を「全うする」と動詞的に訓じて「心がける」とするには無理があるが、「形容詞+名詞」として敢えて「安らかな心」と読む事が全く出来ないわけではないが、「心を安んずる」「心が安んぜられる」との使い方から、やはり心を「安んじて」いる、いられると読む方が妥当であろう。

## 2.3 「安全」と「完全」「保全」との比較

「全」を加えた動作動詞的熟語には「安全」のみならず「完全」「保全」もある。「完」の字には「まっとうする、おわる」の動詞的用例があり、「完全」となれば領域的、要素的に欠けがなく終わる、終わったことを意味し、プロセス的に「やり遂げた」の意であれば「完遂」の熟語が成立する。この「完全」と「安全」を比べれば、動作内容が“まっとうする、おわる”と“静

める、鎮める、穏やかにさせる”の違いであり、ともすれば「全」の字に引きずられ、「安全」と表現しているにもかかわらず「完全」や「完璧」からの連想と区別しにくいまま大成功のイメージと受け止める人も少なくない。しかし明らかに違う問題状況を指す。「全」を問題にしながら「完」ではなく「安」を選択する動作状況を改めて考えるならば、その動作の終了形態である「静める、鎮める、穏やかにさせる」の裏返し状況を考えざるを得ず、その前提には「安んずる事を必要とする波乱や混乱ないしは不安定な状態、状況」が示唆される。そういう事態、状況からの脱却、回復に「安んずる」行為が期待される。その点で「危険」との認識を欠いては「安全を図ろう」という動機も生まれにくいことになる。

同様に「保全」の「保」は「呆+人偏」から成る会意兼形声文字であり、「呆」は子供をおむつで取り巻いて大切に守る様をあらわし、人偏をつけることで子供を守る人を表す<sup>12)</sup>。したがって「保全」となれば、徹底的に守ることに力点が置かれ、その点で「安んずる」とは明らかに異なる。

「安全」はしばしば「無事である事、危なげのないこと」とも理解されているが、完全や保全との違いに留意して考察すれば、単なる無事な結果を問題にするケースではなく、もともと移行中に難があり、それにもかかわらず何ら欠くこと無く全部を通過させる意味であってこそ、「全」と熟した「安全」の特徴が浮かび上がることになる。しかもそれが完全とは違い、目指す結果状態は「まるまる通過させた結果」に違いないものの、目指すのは単に特定の目的の達成や成就ばかりではなく、それに伴って関係してくる他の諸条件に関しても問題がない状態であることが目指される。その部分だけを言い直せば、一切の弊害のないこと、一切の支障のないこと、とまとめることができる。

なお補足的に「万全」と「十全」の用法についても若干の考察をする。「万」と「十」は数量を示す詞で、それに「全」を組み合わせた熟語である点で両者は共通する。

「十」は《全部を一本に集めて一単位とすることを「丨」印で示す指示文字であり、その中央が丸くふくれ、のち「十」の字体となった》<sup>13)</sup>との説もあるが、白川は《説文に「数の具はれるなり。一を東西とし、丨(コン)を南北と為す。則ち四方中央備われり」とするが、卜文、金文の字形は横画によって一、縦画によって十、×によって五をあらわす。金文ではのち、縦画の下方に肥点を加え、十の字となった》<sup>14)</sup>とする。字源からのみでは確定できないものの、現行の用法、たとえば「十分」の熟語も作るように、「十」には“数詞の十”の使い方のほかに、“数の全体、完全、すべて”の意味でつかわれてきている。つまり過不足のない状態としての“完全、すべて”をも示す。これに対して、「万」の字はサソリを表した象形文字に由来し、使われ方としては“数詞の万”のほかに“よろず、あまた”の意味でも使われている。すなわち非常に数の多いことや、数の多い様子を示す言葉であり、「十」と比較すれば、過不足のなさにウエイトはなく、むしろ多さの強調にあり、過度、過剰さを暗に示すことにもなる。そのため「万全」は「～の用意、～を期す」のような使われ方が代表的であり、「十全」も「～の準備」とも使うものの、「十」には過不足のない状態を示す意味からくる“完全、すべて”の意味が含まれる関係で、結果の評価の基準としても使うことができる。

「万全、十全」の検討結果をもとに「安全」の意味を考えれば、当然の結論ではあるが、「全」の十分性や完全性が第一義的に問題になるわけではなく、「安んずる」の意味が相対的に強調されることになろう。言い換えると、「安全」の

「全」は行為に際しての努力目標としての「全」、あるいは範疇語としての「全」との解釈でよいと思われる。

ちなみに、「安泰、安全、安康」の比較<sup>15)</sup>、ならびに「安寧、安分」等との比較<sup>16)</sup>も行っているが、結論に大きく影響しないのでここでは省略する。

#### 2.4 「safety」と「security」の概念的特徴と対策内容の違い

「safety」はラテン語 *salvum* (= uninjured) に遡ることができ、印欧基語として推論されているのが *sol-* であり、意味は whole である。ギリシャ語の *hólos* (= whole) もこの言葉に共通の起源をもつとされる<sup>17)</sup>。欠けの無いことの意味である。同じ語源を持つ動詞を探すと「save (〔危険・災難などから〕〈人・生命・身体・国家・財産などを〉を救う、救助する、助ける、救い出す)」「salvage (〔難船・略奪・火災などから〕〈船、船荷、家財などを〉救い出す、救助する：〈沈没船を〉引き揚げる)」を指摘できる。「safety」は安全の範疇的な概念を示すと同時に、救助されて疵も無い状態、まるまる損なうことなく救助された状態も意味する。極端な形で言えば、自力であれ他者によって救助されるのであれ、欠けの無いことが大事であり、“いのち”にかかわれば“生き(残っ)ていること”である。野球ゲームであれば「塁に生きている状態、あるいはアウトになっていない、生き残っている状態」を指す。

「(危険・災難などから)〈人・生命・身体・国家・財産などを〉救う、救助する、助ける、救い出す」の意味はやがて「守る、保つ、(あるものがある目的の為に)取っておく、貯めておく、大事にする、保護する」などの意味に広がる。それに失敗したとき、野球ゲームであれば単に「アウト」である。したがって「safety」も

一步間違えれば「アウト」になりかねない状態の中で「欠けのない状態」を問題にしている点で「安全」の言葉の使われ方と状況的には似ている。しかも“まるまる損なわれていない状態”が確保されることは「安全」においても目標にされる。

しかし「全を安んずる行為」はただ単に「まるまる損なわれていない状態」になればいいというわけではなく、ましてや特定の目的や対象だけが難の中を「そこなわれることなく」移行することではなく、それに関連したすべてのものごとにおいて支障なく移行することによって穏やかで落ち着いた状態、秩序の回復できた状態、平穏な状態に戻ることに特徴があり、その過程でのやりとりが切り離せないものとして扱われることになる。

これに対して「security」はラテン語 *secūritās* のフランス語経由の外来語。ラテン語 *secūritās* は *sēcūrus* から派生したもので、その語を分解すれば「*sē* (without)+*cūra* (care)」であり、この解釈であれば<sup>18)</sup>、気掛かりが無い、心配が無い、不安ではない、の意となる。しかしラテン語 *cūra* は *cūrāre* というラテン語形からフランス語経由で英語 *cure* (動詞) となったものである。従ってこの解釈でいけば<sup>19)</sup>、“〈患者や病気を〉いやす、治す、〈悪弊、弊風などを〉直す、矯正する”必要が無い、の意となろう。そして外来語として後から英語に入る「secure」<sup>20)</sup>の動詞の意味は「1. 〈危険、攻撃などから〉安全にする、守る、〈破壊・敵の干渉などを受けないように〉〈要塞・城壁で〉防備する、固める、2. 確実にする、保証する、請合う、3. しっかり締める、……に留金をかける、しまいこむ」等々の意味となる。つまり「security」では“心配しなくてよい状態”であることが問題にされ、それは当然のことながら治療や回復作業を必要としない状態であり、“欠けのない状態、まるま

る損なわれていない状態”でもある。

「security」はその結果状態において「safety」の場合と共通するが、「security」の用例はそういう状態を確保しようとする点にウエイトがある。つまり配慮や心配の種を除くことに焦点があり、そのための行為は保障行為となり、その保障を受ける側は安心をうることになる。その点で「security」と「safety」とは明らかに異なる。「security」の訳語も広く使うときは「危険のないこと、安全、大丈夫」とも訳されるが、「安全保障、防護手段、确实、安心、心丈夫、確信」の意味にも訳されうるものであり、後者の訳は「safety」には当てはまらない。

この違いを対策の違いでたとえれば、事故が起きて走る棺桶にならないためのシートベルトやエアバッグ対策等々は「safety」型の対策であり、そもそも事故自体が起きにくい対策にウエイトをかけようとの発想が「security」型の対策である。泥棒に入られても、確実に泥棒を逮捕して盗品を取り戻す仕組みや対策も必要であるが、そもそも泥棒が入りにくい家の作り、施錠や警備体制強化の類が「security」型の対策である。見方を換えれば「security, secure」の破綻した事態において「safety, save」が問題になる関係でもある。

## 2.5 安全概念の基本的要件の整理

これまで検討した特徴を改めて整理し直せば、「安全」「全を安んずる」とは単に時を経るのではなく、事を通じて困難、災難、現実的にはささいな遇害があっても、さして損害を受けず、被害に至らず「損失無し」と言いうる状態に移行することとなる。純粹に目的結果に関して、誤差、過誤等の過失の無いのを「成功」というのに対し、成功の過程において災禍に遭うことなく通過するのが「安全」の特徴とということになる。表1はこうした行為プログラムの



表1 「安全」の行為プログラムの定義

今の状態のままであれば、あるいは特定の方法で行動すれば、生存の危機に陥ることを免れないかもしれないと懸念するとき（危険を認識する時）、新しく目指すべき状況、条件を見極め（所期目的の設定）、そこに至る過程の諸条件を十分に勘案し、変えるべきものは変え、変えてはいけぬものは変えずに護りながら（①所期目的の成就と②その他に支障のないこと）、上手に新しい状況に移行ないし適応してゆくこと（先に記した二つの目的の同時成就）

表2 安全の基本的要件

所期目的を達して（①）、なおかつ他に一切の支障の無いこと（②）

な動作の流れを定義風表現にまとめたものである。

ちなみに、括弧内は同じ内容を一般的定義のために簡潔な表現に改めたものである。つまり、安全とは危険と認識された際に望まれる一つの将来結果の状態であり、その中身の要件を簡潔に整理すれば次ぎのようになろう（表2）。

①②の「同時成就」<sup>21)</sup>が安全の基本要件である。①の所期目的の中には積極的な行為目的はもちろん、現状維持を願う中のやむをえない受身に近い推移であってもそれを所期目的と捉える。②については「無事なこと」と表現しても差し支えない内容である。現在の常識では②のみを安全の要件と考える人も多い。しかしこれはかつて①のみを考えて行動していた時代に強調されざるを得なかった姿勢や態度に過ぎず、正確に定義するには①があつての無事（②）であり、文字通りの無事だけでは要件を満たさない。勿論①のみで②が成立しない場合も要件を満たさない。

最も理想的な基本概念内容としては、危険と認識される条件下にあって、所期目的を達してなおかつその他に一切の支障がない状態を実現できることであり、それが実現でる限り、古今東西のいずれの社会であっても、異議異論を唱える人は少ないであろう。しかし現実的実践的

には、所期目的（①）の達成は強い目的意識が働きやすく、評価も相対的に容易であることも多いが、支障の無いこと（②）は、見掛けほど容易な課題ではない。無事の内容をどのように評価するかは大問題だからである。1960年代から強く意識されてきた公害・環境問題はまさにこの問題でもあった。さらに言い添えれば、利害対立する人々が一緒に暮らす社会では、そもそも①の社会的評価が当該社会で完全に一致することは難しく、②の中身も実践的には①の議論の余波を受けて一義的に定まらないことも少なくない。

つまり現実世界では、①と②の同時成就是難しい。とりわけ①の価値評価が一致しなければ厳密にいえば②は論理的に成立しえない。また①の合意が成立した場合でも、②の課題をどこまで事前の計画段階で予知して適切な対策をたてられるかは難しい課題であり、さらに近年のように急性に被害が顕在化しないものにどう対処するのか、またいつの段階で②が成就したと確認しうるかなど多くの実践的課題を残している。つまり、概念内容として二つの基本要件を指摘しえても、実践レベルでは①と②の調整問題が浮上してこざるを得ず、そこに多様な解釈の余地がでてくることになり、安全問題の解き方は古今東西の社会で違いがでてくることにも

表3 安全問題の基本の定義

波乱の予想される中を上手に対処することによって安全といわれる特殊な結果状態を実現しようとする問題解決型の捉え方

表4 「安全性」と「遇害性」

安全問題で用いる言葉「安全性」「遇害性」は、将来結果についての両極の結果の実現性の程度や確率を指す。予測段階で100%の安全性は原理的に言えないものの、結果評価として、満点評価はありうる。

なる。この件は5章において再度取り上げる。

また「安全問題」という捉え方は、以上の基本の定義から次ぎのようにとりまとめることができる(表3)。

このように安全問題とは、将来の特定結果の実現を目指す目的的行動を中核とする捉え方に特徴があり、「安全性」「遇害性」はその「安全な結果」「害毒結果」に関する将来見通しの言葉として使われる。そのためあくまで予測(値)に過ぎず、結果の出る前に100%の確実性を保証することはできず、したがって100%の安全性も100%の遇害性も原理的にありえない。しかし事前に目標とした内容と結果が全て合致していれば安全(な結果)と評価でき、結果としてならば、満点の安全(結果)は存在しうる(表4)。

### 3. 「危険」と「risk」の概念的考察

ここでは「危険」関連語と「risk」関連語の概念的考察を行うものであるが、その目的は、これまで検討してきた「安全」概念との関係を明らかにするためである。

#### 3.1 漢語「危険」の字源的特徴

漢語「危」は「厶(がけ)+上と下に人のしゃがんださま」からなる会意文字で、あぶない崖にさしかかって、人がしゃがみこむことを表す

とする説がある<sup>22)</sup>。これは基本的に説文解字にそった説明である<sup>23)</sup>。これに対し、「厶」は高所に人のある形とまでは認めるものの、厶の中のふしづくりは節止めの意味があるのではないとし、「冠を危くす」とは冠を正しくつけることであり、また危坐とは端坐すること、また巖厲の意となり、論語の「邦に道あるときは言を危くし、行を危くす」とは正言高行して世俗と妥協しないことを説明に加える説もある<sup>24)</sup>。崖のそそり立つ凜とした様を見る使い方であり、その表現法は今日では死語となっているものの、しかし「危」の字に崖の姿がつきまとい、対象物にその原因をみる姿勢、すなわち崖が危なさの原因であるような受止め方は今日まで脈々と伝わっている。行為者からみれば、うまくいかない、悪い結果になりそうな嫌な予感のする、したがって警戒を喚起される状況認識である。単純には先に進み難い状況認識であって、敢えて進むだけの必要性がなければ退却の選択肢もありうるであろう。単純に中止や退却を求めるものではないと判断しえても、予定通りに進もうとすれば、相応の警戒体制で臨むことが望まれるかもしれない状況認識である。

「險」は「阜(おか)+夂(これは「みな」とも読み、A+口二つ+人二つから成り、多くの物をつないで頂点に集めたさまを示す会意文字)」の会意文字で、山の頂上が斜線を集めた形にと

表5 危険の概念的特徴

かかわれば、安全な結果を得る可能性と害毒結果（どうしても避けたい結果）におわる可能性の両方の可能性のある事態
--

がっていること。剣（刃の尖ったつぎ）と同系のことばとされる<sup>25)</sup>。

したがって「危険」は、本来、山の頂きが尖って鋭い山の危なさを示した言葉である。危ない道なら「危道」、危ない場所なら「危地」、狭くて危ないなら「きあい危険」、脆くて危ないなら「きぜい危険」となる。「道」「地」など危ない対象の語やどのような危なさかを示す「隘」「脆」等の語を付けるなど多様な字を組み合わせることで自由に熟語を創り出せる。ただし、今日の日本社会では「険」の意味を実質的に失った変則的「危（険）」が多用されている。「険」の字は口調を整えるだけの添え字と化し、「危」一語で事象全てを代表させている形である。

「あぶない」を「危ない」と書き、また「危険＝あぶない」とも説明されるのはこうした背景があるからであり、今日では漢語「危険」と和語「あぶない」は同義語のように扱われている。しかし和語「あぶない」の形は「あやふし、あふなし」からきたものであり、漢語「危険」の概念内容と重なるものの、たとえば「怪しい」などの意味も含み、崖からの転落等のような物理的なあぶなさばかりでなく、「彼が約束通り本を期日までに返すかどうかあぶないなあ」のように、判断に関する二義性、即ち一義的には決まらないことを含意する。この場合、危険の語には置き換え難く、「あぶない」の方が外延は大きい。比較すれば「あぶない」は「危険」よりも内包量が少なく、二義性の限定が少ないことを意味する。「危険」を判断の二義性には使わないところをみると、単なる添え字以上のものを「険」がまだ残しているか、「危」に崖のイメー

ジが強いためか、「危険」で連想される被害のタイプもなぜか物理的なイメージが強い。いずれにせよ現代では「危険⇒危（険）⇒危ない⇒あぶない」「危険＝あぶない」が成立している。したがって概念の説明としては次ぎのように二義性を強調する形で整理できる（表5）。

なお、「危険」「あぶない」の使い方の違いを考慮すれば、「あぶない」は今後の展開に即しての二義性を問題とし、「危険」は対象の事物に即しての二義性が問題になると整理することもできる。なお、二義性は一義的に物事を確定できないことを指し、結果が二種類のいずれか、の意ではない。一つには決まらないという意味に過ぎず、東洋世界では、たとえば日常生活における暑さ寒さの程度を測る道具に尺度の両極をとって寒暖計と名付けることがある。ここで用いている〈安全な結果〉と〈害毒結果（どうしても避けたい結果）〉の表現も尺度の両極を指したに過ぎず、多くの統計分布にみられるように、現実には両極の結果に遭遇する確率は低く、多くはその中間に分布する。したがって実践的には平均値や偏差がどうであるかは高い関心の及ぶところとなるが、この点に絡んだ課題は4章で取り扱う。

### 3.2 英語「risk, danger, hazard」の概念的特徴と現代的使い分け

ここでは「危険、あぶない」と類似の使われ方をする英語「risk, danger, hazard」を取り上げ、捉え方の異同を検討する。

今日の英語「risk」は歴史的には海事保険時、その他保険契約時に保険会社側の損得計算問題

の中で発達してきた言葉であり、現代でも保険用語として“事故発生の可能性”の意味で使われることが多い。そのため保険金、保険金額、危険率を指すこともあり、一般語としては損失の可能性、危険、冒険、賭けの意味として使っている。その語源に遡って本来の意味を考えると、たとえばリアス式海岸付近を航行するときの船長のように難しい舵取りが必要な航路を進むことの意である<sup>26)</sup>。しかし操船を上手にしなければ座礁しかねない難しい海底や沿岸構造等々の海域条件に危険と判断する原因をみるのではなく、そうした条件を承知のうえで行為を決断する側に危険の原因を見る捉え方に特徴がある。そのためtake a risk, run a riskという使い方をする。その点でただの危険より冒険という捉えの方がその特徴を言い当てている。欲に目がくらんでの冒険なのか、やむにやまれぬ事情があつての冒険かの違いは区別されないが、難しい条件を覚悟しているために、自暴自棄にでも陥らない限り、その最悪の事態を回避ないしは上手に乗り切ろうとの発想につながりやすい。海事保険用語として発達してきたことから明らかなように、保険をかけることはその有力な経済対策の一つであった。20世紀半ば近くまでは、リスクマネージャーといえれば保険の売買担当者を指していたほどである。

英国社会に海事保険制度が入るのは17世紀頃であり、「risk」の言葉もそのときに輸入されたと考えてよいであろう。それだけに関係者はともかく、一般の生活者の視点からは、保険を掛けて行うほどの行為をリスク行為と観念したともいわれる。なお、この海事保険制度は社会の歴史的事情からいろいろなタイプがあり、慈善的被害救済制度ではなくリスク引き受け手側にも十分なビジネスチャンスの見込める方式もあった。その関係で保険をかけるタイミングに制約があり、典型的には行為開始前までであった。

そのため、こうした保険とのつきあいが長くなるなかで、行為開始前にリスクについて十分に検討する発想や行動習慣も徐々に定着していったものと推測できる。

英語「danger」は対象に危険の原因を見る物事の捉え方が特徴であり、その点で「risk」とは対照的である。字源的にはlordshipやpowerが元の意味であり、権力者のそばにいる危なさを指す言葉であった。そういう危ない状況に身を曝していることの意味であり、領主の絶対権力からやがて「害を加える力」「危険」へと変化してきた言葉である<sup>27)</sup>。「険しい山(象徴的には崖)」と「権力者」の違いはあるが、共にそういう状況に身を曝している状態を問題にする点で漢語「危険」と英語「danger」はよく似ている。両者とも今日では身を曝している立場よりは、鳥瞰的客観的な立場から見通す危険のこととなっていて、両者とも、対策を連動的に発想することはない。それが「risk」と対比される点である。そのため危険一般を指す場面では「danger」が使われ、対策が求められるような場面では「risk」がよく使われる。

これに対して英語「hazard」<sup>28)</sup>はその語源に遡ると元はサイコロ賭博を指していた。賭けとは結果を予知できないままに結果に期待し、本来は金、転じていのちを賭けるとか、成否を賭けるとかの決断をすることであり、二義性の根本原因とみなされることにもなる。生起確率に関心が向かったり、危険と認識する直接的な根拠の物事のみを指して危険の事情とか危険の原因などと訳されることにもなっている。

類似語として選んだ「risk, danger, hazard」であるが予想通り、“一義的に結果が決まらない事態の認識”の点で「危険」「あぶない」と共通である。この中で歴史的に大きくその特徴を変えたのが「risk」である<sup>29)</sup>。1970年代に工学分野で「risk」に新たな「事故確率×被害の程度」



の抽象的定量用法を付け加えなければ疑問や紛争を収束しにくい事件が起こり、紆余曲折の結果として、この新「risk」用法が現代の安全問題における中核的ワードにまで成長することになった。事情あって当初工学分野での応用は遅れたが、同じ時期に化学物質汚染等々で苦しんできた化学分野、環境分野でこの定義に関心を示し、「被曝確率×毒性」と読み替えて頻繁に使うようになり、1980年以降の米国ではこの分野が中心となってリスクアセスメントやマネジメント体系を急速に発展させていくことになり、後から工学系が加わり、今日の流れをつくりあげてきた。その中で「hazard」はその生起確率、一般にはめったに当たらない生起確率のイメージから、リスクと認識する原因事象をhazardと呼び、現代リスクアセスメント手続きの第一歩ともいえる大きな作業は「hazard identification」である。それに対して「danger」は定量以外の一般的な危険を表す言葉として広く使われている。このように「risk, danger, hazard」はそれぞれ漢語「危険」和語「あぶない」とも共通の内容を持ちながら、少しずつ言葉の特徴を活かして使い分けが進み、問題を深く分析しやすい条件を作り出している。

#### 4. 「安全」「危険」関連概念の整理からみた現代的課題

##### 4.1 現代的リスクに向かう姿勢にみる課題

「危険」は英語「danger」と共通性が多いと指摘したが、現代社会において「risk」は欠かせないキーワードの一つになってきている。文化的背景の異なる日本社会では「danger」と区別される「risk」に該当する課題をどのように認識してきたのだろうか。また現代の新用法が示している内容と伝統的な発想や考え方との整合性はどのようにつけられるのだろうか。

はじめに“取扱説明書のシグナルワード”を

事例として取り上げ、次いで「危険」概念等々で検討してきたこれまでの知識を活用して、現代日本社会が抱える課題を明らかにしようとするものである。

「取扱説明書」とは製造物責任法とも深くかわり、最終ユーザーが当該製品を安全に、かつ十分に享受できるようにするために用意される情報提供のための書類の一つである。その中の“警告表示のシグナルワード”に注目する。これは誤用誤操作等による被害防止にウエイトがあり、要所においてユーザーの注意を喚起し、間違えるとどのような結果が起こりうるのか、それを避けるにはどうすればいいのかを簡潔的確に、しかも見落とされないように伝えるのがその役割であり、安全対策としては最後の対策ともいわれるものである。文字情報ではあるが、同時にシンボルとしての明瞭さも求められ、メーカーを超えて、できれば製品の種類をも超えて共通することが望まれる。そうした背景から規格でも取り上げられているが、皮肉にも様々な規格で取り上げられた結果として、段階的シグナルワードとして三種類（危険・警告・注意）が使われるところまではほぼ共通するまでに定着しつつあるが、その説明は規格毎に微妙に異なり、実例を見るとごちなさを感じる。

まず結果を概観することから始めたい。表6～8が規格の定義であり、表9の(A)～(F)は実際の取扱説明書における記載例である。特定分野の特定製品の取扱説明書におけるシグナルワードの説明あるいは定義文であり、このような注意喚起マークを付す対象の選定基準を示したまでのことであり、まして危険一般についての説明の場でもない。それにもかかわらず、その定義文にこだわるのは、多くの最終ユーザーが目にするのが期待されているからである。もし普段から「危険」や「安全」などの基本用語に関する関心があって、活発な議論が展開されて

表6 JIS S 0137：消費生活製品の取扱説明書に関する指針

危険 (DANGER)：重大なリスクに対する注意の喚起を意図する
警告 (WARNING)：中程度のリスクに対する注意の喚起を意図する
注意 (CAUTION)：軽度のリスクに対する注意を喚起する

表7 JIS S 0101：2000 消費者用警告図記号 (graphical warning symbols)

危険 (Danger) 消費者が製品の取扱いを誤った場合、死亡または重傷を負うことがあり、かつその切迫の度合いが高い危害の程度
警告 (Warning) 消費者が製品の取扱いを誤った場合、死亡または重傷を負うことが想定される危害の程度
注意 (Caution) 消費者が製品の取扱いを誤った場合、傷害を負うことが想定されるか又は物的損害の発生が想定される危害・損害の程度

いる社会であれば、このような実践レベルでの、見方によっては専門性も高い課題を取り上げる必要はないかもしれない。

しかし現代日本社会は「危険」に関する教育の機会が案外少ない。少なくともユーザーが適切に利用できるように逸脱しかねないポイントで警告するシグナルワードはその点で、危険認識を深める一つの入り口になると考えるからである。その意味で基礎教育の観点からの反省の意味で問題にするものである。

表6, 表7は日本工業規格であるが、表6「JIS S0137 消費生活用製品の取扱説明書に関する指針」の冒頭には「1995年に第二版として発行されたISO/IEC Guide37, Instructions for use of products of consumer interestを翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格」とあり、「8. 警告表示」では、段階的な“シグナルワード”の使用が望ましい (ISO/IEC Guide 51<sup>30)</sup> 参照) として三種の言葉と定義を記載している。ISO/IECは工業規格、電気電子規格のため、定量用語「risk」で体系的整備を図ろうと「risk assessment, management」関連規格がたくさんつくられてきている。そのような流れの中で「safety」も

「risk」で表現しようとしており、説明がリスク用語で統一されているのもそのためである。このような流れは1990年代後半ごろから加速してきており、その関係もあり、日本社会でもカタカナ表示の新語「リスク」を誕生させ、過去の繋がりをとりあえずは棚上げにして、新しい知識体系や技能体制を整備しようと活動している。しかしまだこの新語「リスク」を使つての理解は関係の専門家の間での話であり、社会一般としてはカタカナ言葉には反応せず、もっぱら安全・安心の言葉が頻発されることに満足しているようにみえる。少なくともリスク用語を使つての説明はまだ難しく、取扱説明書作成の専門家や担当者にとって翻訳作業は避けて通れない。

表7の「JIS S 0101:2000 消費者用警告図記号 (graphical warning symbols)」は工業標準調査会の審議を経て通商産業大臣が制定したものであり、翻訳の制約はうけておらず、実際の取扱説明書にでも転記できそうな表現になっている。しかし警告用語の定義にもかかわらず、「害」の範疇語である「危害・損害」を用いている点で、論理的に矛盾しており、日本語文としてもおさまりが悪い。「危害」は「危」という二義性の特徴を持つ言葉と、「害」という二義性とは

無関係の言葉との組み合わせであり、概念分析的にはまだ十分な説明をつけ難い言葉である<sup>31)</sup>。しかしこの規格ではないが、ISO/IEC Guide51の翻訳時の用語解説には「harm」に「危害」の訳をあてており、危害（harm）を“人の受ける身体的傷害もしくは健康障害、または財産もしくは環境の受ける害”と定義している<sup>32)</sup>。それから考えれば、明らかに害の範疇語として使用しているといえよう。この問題は表8の米国




規格と比較すればもっとわかりやすい。表8の表現は警告用語の特殊性を十分に理解させると同時に、一般常識の「danger」観ともおそらく矛盾や齟齬をきたしにくいものと推測する。表9は実際の取扱説明書の文章であり、ANSI規格をなぞっているようにみえるものもあった。

表8を基準に表9を考察すると、さらに見えてくるものがある。たとえば表9の事例(E)と(F)は「if not avoidまたはif not avoided」に該当

表8 米国規格 ANSI Z535.4 (For Product Safety Signal and Label)

<p>DANGER is to indicate an imminently hazardous situation which, if not avoid, will result in death or serious injury. This signal word is to be limited to the most extreme situations.</p> <p>WARNING indicates a potentially hazardous situation which, if not avoided, could result in death or serious injury.</p> <p>CAUTION is used to indicate a potentially hazardous situation which, if not avoided, may result in minor or moderate injury. CAUTION may also be used without the safety alert symbol (the triangle with exclamation mark) to indicate property-damage-only accidents.</p>	
--	--

表9 取扱説明書におけるシグナルワードと定義の事例 ((A)~(F))

 危険	<p>(A)誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う危険が切迫して生じることが想定されている内容を示します</p> <p>(B)この表示を無視して誤った取扱をすると、人が死亡または重傷を負うことに至る切迫した危険な状況を示します</p> <p>(C)その警告に従わなかった場合、死亡又は重傷を負う危険性が高いことを示す</p> <p>(D)注意事項を守らないと、死亡または重傷を負うことになるものを示します</p> <p>(E)重大な傷害となる差し迫った危険</p> <p>(F)死または重度の傷害が差し迫っている</p>
 警告	<p>(A)誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します</p> <p>(B)この表示を無視して誤った取扱をすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される危険な状況を示します</p> <p>(C)その警告に従わなかった場合、死亡又は重傷を負う危険性があることを示す</p> <p>(D)注意事項を守らないと、死亡または重傷を負う危険性があるものを示します</p> <p>(E)重大な障害となる潜在的な危険</p> <p>(F)死または重度の障害がおこる可能性がある</p>
 注意	<p>(A)誤った取扱いをすると、人が障害を負ったり物的損害*の発生が想定される内容を示します (*物的損害とは家屋・家財及び家畜・ペットに係る拡大損害を示します)</p> <p>(B)この表示を無視して誤った取扱をすると、人が軽傷または中程度の傷害を負う可能性が想定される危険な状況、及び物的損害のみが想定される状況を示します</p> <p>(C)その警告に従わなかった場合、けがを負うおそれのあることを示す</p> <p>(D)注意事項を守らないと、けがを負うまたは機械の損傷や故障のおそれのあるものを示します</p> <p>(E)重大には至らないが、障害となる潜在的な危険</p> <p>(F)軽度の人身障害あるいは物損が起こる可能性がある</p>

する部分の無い文章であるが、使用目的を勘案すれば、この部分は欠かす事が出来ないと考えべきなのではないだろうか。また、日本の実例では見つけられなかったが、Danger 項目にある「This signal word is to be limited to the most extreme situations」も必要であると考えられる。これは新たな知識の追加情報ではなく、よくわかる一般語「danger」をシグナルワードにしているからこそ、誤解をあたえないように、これまでの知識との齟齬を埋められるように、この一言が加えられたのではないだろうか。情報提供の効果としては、もっと広義の課題と目先の具体的課題との関係を客観的に理解することを可能にするものであり、鳥瞰的、俯瞰的に問題を整理することにつながっていくものである。しかし同時に次のことをも示唆する。もし「危険とは人が死傷するようなことをいう」との理解につながっていくとしたらどうだろうか。おそらく「危険」の用法は今以上に狭いものになりかねないことにもなる。そうした動きを単に止めるだけでなく、鳥瞰的、俯瞰的に問題を整理するのに役立つ整理方法はないのだろうか。次にそうした観点から整理した「危険」に対する態度の三種類についてとりまとめる。

#### 4.2 危険認識の三種（原理的危険、第二義の危険、第三義の危険<sup>33)</sup>）の識別

先にカタカナで「リスク」という新用語を導入する問題を取りあげたが、現代日本社会においてはそこまで専門的判断に入り込む前に、危険に対する基本的認識や態度に大きな違いがでてくる三種類の危険の識別が必要ではないだろうか。「原理的危険（＝第一義の危険）→立ち向かう勇気の必要な危険」「第二義の危険→慎重な判断の必要な危険」「第三義の危険→油断しないことが重要な意味を持つ危険」の識別である。

危険の言葉はあきらかに二義性の特徴をもち、

未だ結果の出ていない段階での将来結果の見通しに関する認識であり、悪い結果をおそれ、よい結果を望んで動こうとする心理を呼び覚ます契機となる認識であり、警告の言葉ともいわれる。したがって実践に臨んでは、単なる定性的な可能性の有無で済ますことはできず、定量的な実現確率（遭遇確率）に関心は集中することにならざるをえない。しかし神ならぬ人には原理的に100%の精度での将来予測はできない。この事実を認めるなら、あらゆる見通しに「危険」の認識が成立することも認めざるをえない。これは原理的危険の認識というべき現実であり、このレベルの危険に対しては、立ち向かう勇気が無ければ生きることが出来ない。

これに対して〈安全結果〉や〈害毒結果〉を“経験的に十分に”見通せると判断できる物事とそうではない物事との区別がありうる。見通せないということは、経験が無いかまだ浅くて判断しかねることを意味しよう。これが経験的実践的レベルにおいて「危険」と認識される物事である。これを先の原理的危険（＝第一義の危険）と区別するために「第二義の危険」と名付ける。〈安全な結果〉になるだろうと十分な経験のもとで見通せる選択肢の範囲内で十分な行動が可能であれば、わざわざ「第二義の危険」に挑戦する必要はないかもしれない。しかしその範囲内では適切な選択肢が見つからない場合、この「第二義の危険」領域に立ち入り、人為的集約的に経験を積むなどして、経験的に安全とみなせる分類側に取り込める選択肢を増やしたいとの発想が生まれても不思議ではない。経験が十分でない為に分からないと分類したに過ぎない物事群であり、期待からいえば宝の山の可能性の十分に見込める物事群でもあるからである。この「第二義の危険」領域に挑戦し、安全性が十分に見込めるものを選別するプロセスでは安全性評価作業は不可欠である。「第二義の危



険」に対しては慎重な対応が必要だからである。研究段階で十分すぎるほどの検討結果から、トラブルなどありえないことを実験的に確認しえた事例でも、実際に社会で利用し始めると、予想外、想定外のトラブルに見舞われる経験を積んできており、安全性評価作業の重要性については今さら改めて述べるまでもないであろう。つまり、「第二義の危険」に対しては慎重な態度としての安全性評価が重要対策となると整理できよう。

これに対して、実践に移る段階では、実際に採用した対策に潜む問題こそが関心のすべてとなり、これを「第三義の危険」と名付ける。既に十分に選び抜かれた「ものごと」であり、安全な結果の実現確率は相対的に高いことが予想されるものの、それでも原理的危険を認める以上、ハプニングが起きない保証はなく、実践であるだけに「第三義の危険」は油断するなという意味での絶えざる警戒を怠るべきではない危険と整理できる。たとえば、フェール・セーフ型対策などはこのレベルの危険に対処するための工夫である。万一にも想像できないような事故が起きた（fail, 失敗）としても、被害を最小にとどめるための対策（最低限護るべきものは護る、との意味での「safe」）であり、決定的な損害、たとえばそれが「死」であれば、なんと少しでも「生」を確保し「死」を回避する対策である。

日本社会でこの三つの危険が区別できれば、リスク議論の建設的実践的展開を支える基礎となりうるのではないかと考えている。その点で基礎教育の課題として考えていきたい。

## 5. safety 型安全と holonomy 型安全

### 5.1 現代的な「安全を図る」と「全を安んずる」の違い

「安全」は現代では「health」と並ぶ形の

「safety」の訳語として使われている。しかも産業界では一般に健康な労働者が働いていることから関心は「health」よりも「safety」にあり、法律名も安全衛生法のように「safety」先行である。そうしたことから「safety」は明らかに「health」と区別される課題として作業現場からの転落、プラントの爆発、機械の巻き込みなど偶発事故による被害から免れることを強くイメージするようになってきている。感覚的には欧米社会との差は感じられない。

しかしそれでも現代日本人の「安全」感覚には純粹に「safety」感覚になれない面が残っている。事故に遭遇しないケースでは「safety」と「安全」の言葉の感覚の違いは目立たないものの、たとえば自動車の安全性試験方法の「Impact Safety Tests」ではその違いに気づく人も少なくない。その試験は「衝突しても生き残れること」を確認するものであるが、それを「安全」と機械的に訳して「衝突安全試験」と表記するために起きる心理的ギャップの事例である。この表現には抵抗を感じず日本人は今日でも多い。衝突は明らかに事故に遭遇しているのであって、安全ではなかった証拠と観念するのが自然だからであり、「衝突」と「安全」の組み合わせはしっくりいかない。しかし「safety」の特徴から言えば、自動車を走る棺桶にしないために、万一自動車同士が衝突しても、車内の人々が死傷しないで済む装置や構造上の工夫をする発想はごく自然であり、先にも指摘したがこの発想から生まれた装置にはシートベルトやエアバック等があり、構造事例としては、生存空間を作る構造体と衝撃を吸収する構造などがある。第1章で指摘したNational Safety Councilの使命は「The National Safety Council saves lives by preventing injuries and deaths at work, in homes and communities, and on the roads through leadership, research, education

and advocacy.」である。

動作動詞的安全「全を安んずる」は関係するすべてに対して安んじようとする行為態度に特徴があり、対策としても問題の種はできるだけ小さなうちに摘んでいく事前の配慮にウエイトがおかれることになる。その意味で「security」型の発想をも含む。

日本語を母国語にする人々にとって、「交通安全」対策のイメージから導き出す対策は「交通事故自体の低減」であり、シートベルトやエアバッグ対策の発想は相対的に希薄であった。「traffic safety」の翻訳「交通安全」の旗を掲げながら、security型対策にこだわりすぎる結果として、万一発生するかもしれない事故についてはかえって気が回りにくく、safety対策の真骨頂ともいえるいざという場合のサバイバルには何を準備すべきなのかという発想に弱い。むしろ事故防止策の失敗と受け止めがちで、失敗という強いプレッシャーの働くなかで、だれが責任者であるかばかりに関係者も社会も関心を集中させがちである。そうした思考パターンが事故隠しにつながる圧力の一つにもなっているようにみえる。

他に“フェール・セーフ (fail-safe)”の表現も一般にはしっくりいかない事例の一つである。これは“失敗（しても）安全”と直訳しては理解し難いためであり、最初から翻訳を放棄してカナ表記されることが多い。内容は“失敗しても決定的な被害損害にしないこと”の意であり、もし決定的な被害が死を意味する場合であれば、“失敗しても生き残れること”であり、そのための工夫を指す言葉である。たとえば交通手段の軽量化は燃費効率ばかりでなく、操縦の安定性、ひいては安全性にも密接に関係するといわれる。安全飛行にとっても重要な課題である。しかし多くの交通手段は万一の大きなトラブルに遭遇した場合、停止が被害を最小限に抑

える重要な選択肢であるといわれる。しかし飛行機は一度離陸してしまえば、コントロールして着陸しない限り、墜落にしかならず、軽量化が安全性向上に貢献する要素でありながら、重要な装置は必ず予備を用意して運航している。一つが故障しても予備で対応することで最低限の操縦や着陸を確保するためである。金属疲労等の亀裂事例でいえば、容易に亀裂が広がらないようにするために、一枚板では作らず、敢えてパッチワークのように金属材料を時には質まで変えて継ぎ合わせて大きな板をつくることもある。これにより一気に亀裂が広がらない工夫をしているのである。こういう対策を“失敗しても決定的事故に結びつかないような対策”の意味でfail-safe対策という。

また国連には「安全保障理事会」と訳されるセクションがあり、その訳語は「United Nations Security Council」であって、「Safety Council」ではない。国連安全保障理事会は戦争を回避すべくギリギリまで話し合い、調整等をする組織である。事故が起きても絶対的に守りたい乗務員等のいのちは護ろうとする対策がsafety対策であり、東西冷戦時代にヨーロッパでは核シェルターづくりが流行したが、これも核戦争になっても、当面は生き残れるようにするための対策であり、safety対策である。それに対してsecurity councilではまずは戦争になることを防ぐために奔走する組織であり、戦争が回避できれば、核シェルターも不要となることが予想される関係にある。戦争を起こさないための対策「security」対策と、万一核戦争が起きた場合でも対応できるように備えるのが「safety」対策である。

交通事故防止対策といわずに交通安全対策と言いつつ直したとき、日本語が母国語の人々にとって“道路交通の円滑にして、かつ事故を引き起こさない状態の実現”も自然に受け止めること

が多い。交通安全週間は安全運転を改めて皆で意識しなおそうとする期間であり、特にシートベルトなどの安全装置類の点検・実施週間とは受け取らず、周囲に配慮した慎重な運転を心がける週間と理解している。車の流れや諸条件の実態に合わないルールも現実には多く、それを承知でルール通りに走行すればたちまち渋滞等を引き起こすことになりかねないが、そうした抗議運動となることもなく毎年展開されている。スムーズに車を流そうという発想は安全運転の中に組み込まれて了解しているともいえる。この実態をみれば、自覚的には「safety」対策と認識しながら、実際には「security」対策が安全対策の内実であり、肝心の safety 対策には気が回らない皮肉な結果にもなっている。

また交通安全対策法では「…交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する事を目的」として基本的八政策に整理して対策を検討し計画してきた。「安全=safety」と捉えている関係で、交通政策でありながらその目的を「公共の福祉の増進」という無理した形にしてまで「交通の円滑な流れの確保」を掲げられなかったのであろう。

このように、ふりかえってみれば、欧米の基準で整理すれば、いろいろな面で無理や矛盾、誤解なども見えてくる。しかし発想を変えて整理してみれば、それらすべてがもっと合理的に自然に理解できるようになるのではないだろうか。事実、日本語を母国語とする人にとって、考えすぎなければ“全を安んずる発想”は伝えられてきており、「生き残ること」に狭く焦点をあてた用法に抵抗を感ずるのではないだろうか。もし今後も西欧流に safety と割り切るならば、衝突安全やフェール・セーフのコンセプトが自然に生み出せる発想にならなければ safety の発想の“よさ”を活かしきることはできない。しかしそれは簡単なことではないだろう。それが母

国語の理解と外国語の理解の違いでもあり、限界でもあるからである。伝統の漢語「安全」のよさを活かし、また外国の safety や security のよさを活かすためには、それらを比較できるレベルに立ち戻ることが欠かせない。そのためには手垢のついた「安全を図る」からの発想ではなく、字源等にしがたってまずは基本の特徴を押さえて考え直す経験が必要ではないだろうか。

## 5.2 「全を安んずる安全」と holonomy 型安全

第2章において安全関連の字源的検討を行い、「安全」「safety」「security」の概念的特徴を整理した。本節では「安全=safety」の常識を一度破棄し、これまで検討してきた「安全」「safety」「security」の概念比較の中で「全を安んずる=安全」の特徴にあって「safety」「security」では取り扱えていない特徴を英語表現することを試みるものである。それは「安」の特徴であり、しかも「全」と組み合わせたときの「安んずる」の特徴である。2.2においては“しかもそれが完全とは違い、目指す結果状態は「まるまる通過させた結果」に違いないものの、目指されるのは単に特定の目的の達成や成就ばかりではなく、それに伴って関係してくる他の諸条件に関しても問題がない状態であることが目指される。”とまとめた。すべての中身を一つの翻訳語にすることは難しく、全体の秩序の回復に焦点をしばって翻訳したのが「holonomy」である。

この言葉の基本構造は「economy」<sup>34)</sup>と同じで、二つのギリシャ語系ラテン語からの合成語である。「holo-+-nomy」（economy は「eco-+-nomy」）から成り、前者は英語の「whole」に当たる言葉であり、後者はギリシャ語系ラテン語「-nómos」の語尾変化したものであり、秩序、調和、秩序づける、調和する意を含む言葉である。

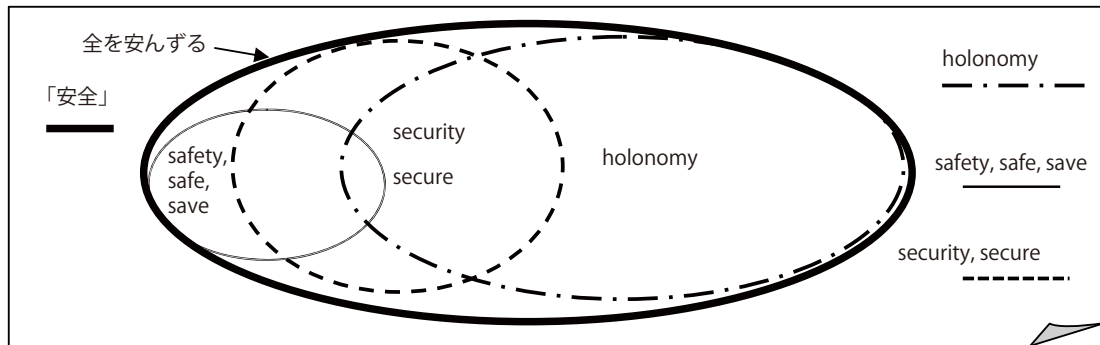


図1 「安全 (全を安んずる)」と関連語の概念範疇関係

少なくとも「全を安んずる」の動作動詞的用例における意味は「safety, safe, save」の範疇では不足であり、また「security, secure」の範疇でも事足りず、「holonomy」の範囲を加えてはじめてその全体に迫ることになるものとする。「安全」「safety, safe, save」「security, secure」「holonomy」の概念関係を図式的に示したのが図1である。

伝統の「安全」概念の内容的広がりには「safety」「security」「holonomy」を一語で表現している形であり、securityもsafetyも「安全」と翻訳される理由でもある。ここで敢えてholonomy型の安全を強調するのはsafetyやsecurityの視点では漏れてしまう見方であるからである。そしてこれからの安全問題解決にとってこの視点が以前とは比べ物にならないほど必要とされてきていると考えるからである。2.5において安全の基本的要件として「①所期目的の成就」と「②その他に一切の支障の無いこと」の同時成就としたが、その際にそれが現実の実践世界では理想であって、現実にはその不完全な解答ではないケースにおいて、実践的にどのような割り切り方をして解くかは古今東西の社会で異なる。そしてその点に関して漢語「安全」は「holonomy」を選択している。

しばしば①と②はコストも含めて考えると矛

盾関係に陥り易い。しかしそれだけに、どちらか一方に偏った計画ではどちらに偏っても社会的混乱は免れがたく、秩序の回復を重要な配慮事項と考えれば、両者の目標設定に社会的価値としてのバランスが取れていることを求めざるをえない。少なくとも計画段階ではそうした配慮が強く求められるのが東洋的な「安全」の言葉である。「安」は落ちつかず、少し誇張すれば抑えつけないといったニュアンスさえ含む言葉であり、目標を達成して万歳という跳躍をイメージさせる雰囲気とは明らかに事情を異にする。むしろ社会レベルで納得しうる“無事”をなんとか実現しようとする姿勢が強く、そのためには所期目的の目標の引き下げや、その利益に対して対策費というコストを予定以上に投入するなどの妥協が求められることになるかもしれない。何を以ってバランスとするかはケース毎に異なるであろうが、結果的に社会が落ち着くところ、秩序が維持される場所、調和的状态が目指されることにもなる。「holonomy」に込められた配慮とはそういうものであろう。

狭く安全問題を設定すれば、自分の行動の目的と自分のいのちの確保が重要な関心事となるが、現実にはもっと広く安定的秩序の回復にまで配慮を広げなければ一つのリスク潰しに成功して二つの新たなリスクをつくりだす泥沼的状况



ともなりかねず、混乱や不安定な状態から脱却したことになる場合が少なくない。敵討ちの状況や展開を考えればわかりやすい。また兵士もほとんど失わずに公式の戦争に勝利しても、戦争で負けた側がそれに納得できずに抵抗運動を続けるとすれば、戦争は終結しても平和の実現とは程遠い状態が続くことも十分に予想される。人の世に限らず自然界の現象でも似た状態を経験している。農業と害虫の戦いはその典型であり、終わるところか泥沼化しており、その際に使った化学物質が目的ではない生物や人にまで害を及ぼす。いずれも“目先の一つの問題を解決して新たな二つの問題を創りあげる結果”に近い事例ともいえよう。大量の水で汚染物質を希釈したつもりが、食物連鎖によってブーメランの如くに高濃度の化学物質が人体を汚染する結果となり、大量の大気による希釈分散が遙か離れた地域に酸性雨等の被害をもたらす等、私たちは既に生物生活圏内での物質循環のスケールの大きさを経験済みである。影響し影響される関係者たちを的確に捉え、それぞれが相応の秩序を回復できなければ、混乱や不安定からの真の脱却は難しく、目の前の無事のみを評価し、狭く問題を勝手に限定して救助救済しても問題は片付かないことは明らかになりつつある。

しかし一方で、影響し影響される範囲を広く深く捉えれば、多様な価値観の人々が暮らす社会では、誰もが納得する安全な行為など不可能でもある。しかしこうした状況であるからこそ、その矛盾にどのように取り組むか、その姿勢は結果を大きく変えることになるだろう。それぞれの欲望を全開にしてギリギリの線を追求するのではなく、できるかぎり多くの人々や関係者それぞれが全体をみまわしながら自らの所期目的を適切に位置づけられるようになること、それぞれの生き方を相応に尊重できるように配慮する生き方をめざしてこそ、完全や完璧、成功では

なく「安んずる」行為の特徴がより鮮やかに活きてくることになるのではないだろうか。「全」の字を使いながらも「完璧」「完全」を目指すのではなく、むしろ「安」の動作動詞を組み合わせることによって、配慮すべき者に関して漏れないように心がけ、結果としてしわ寄せが一部の弱い者に集中することがないように気遣いながら、穏やかに目指すものに向かってゆっくりと歩みつづける姿勢において、全を安んずるという安全の特徴が活きるのではないのだろうか。

一見すると遠回りの道にも見えるが、しかし火災のために数少ない出口に人が殺到するケースと係員が適切に誘導して順序良く出口を通過させるケースの比較問題と似て、一般的には後者の方が多くの人々を確実に怪我も少なく避難させることができる策と考えている。しかしその際には誘導整理する有能なリーダーと仕組みやルールが不可欠であり、そのリーダーや仕組みやルールへの信頼が不安な中で穏やかに順番を待つことを可能にさせることにもなるだろう。それは人格的信頼ばかりでなく、問題の全体像が共有され、計画の手順や展開の見通しが広く共有されることにより、一人のリーダーに全てを押し付けるのではなく、それぞれがつのる不安や苛立ちを抑えて与えられている各人の役割をタイミングよく適切に果たすことで、リーダーの指揮をより効率的合理的なものにしていくことができる。これらは安全問題を解くための基礎基盤整備に該当する。

そのような視点からは、「兵凶戦危、非安全之道」（顔氏家訓風操）の意味も、武器をもって戦争すれば命をおとしかねないから safety にならないと解釈するのではなく、武器をもって戦うとの選択は生き残るという意味でも常に勝つとは限らないだけではなく、そもそも全を安んずるという道に反する選択であるとも解釈できよう。武器を持って戦うということは力づくで戦

いに勝つことを意味するが、真の秩序の回復につながるものでなければ安全之道とはいえないと解釈できるのではないだろうか。

それに対して safety はもう少し問題限定的である。野球ゲームにおいて塁に出ているプレイヤーは牽制球が来たとき塁に足をつけていれば safe であり、当該プレイヤーはその後の事情次第でホームに駆け込む可能性を残し、ゲーム上で生き残っているのである。それは途中で盗塁に成功してもしなくても、そうした条件を確保していれば同じである。ゲームの中で得点するには safe であることは最低条件であり、ホームベースにまで戻ってはじめて「所期目的」を果たせる。それは同時に「無事」の成就でもある。そういう単純なルールのためであるが、ともあれ、このとき「安全」の要件が満たされる。これが漢語や日本語の安全の言葉の使い方である。一、二、三塁に留まるプレイヤーは「生き残っている（無事）」状態でしかなく、得点には貢献しない。奇妙なたとえではあるものの、西洋的発想では safety は最低条件ではあっても目的ではない。フェール・セーフ対策とは失敗しても文字通りには生き残っていることの意味であり、決定的な損失を被らないように被害防止策や被害拡大防止策を図ることである。

誤解されないために付け加えるのであるが、西洋的発想にホームベースに戻るという目的がないといっているのではない。それどころか強烈にそのことを意識している。西洋的・東洋的の違いがはっきりするのは極端な条件の方がわかりやすいので、語弊をおそれずに極端な形でいえば、積極的に行動する西洋流の発想では、リスク対策は事前の計算ということもあって計算の合理性、妥当性を争うことになる。実際にあった事例<sup>35)</sup>であるが、新車販売開始目前の時期に、製品の設計ミスが指摘され、追突されると火災事故を起こしやすい事がわかった。そこ

で製造済みおよび製造中の新車をそのまま売ったときに設計ミスが原因の火災死傷事故発生確率を計算し、予想される総損害賠償支払額を見積もり、他方で、欠陥製品を売らずに製造ラインの転換からやり直した場合の総損失額を計算し、前者の方が儲けが大きいと判断できたので、欠陥新車を販売した事件である。この時の計算内容が損害賠償請求訴訟の中で明らかにされ、陪審員が不当な計算として懲罰的賠償金額といわれる巨額の賠償金支払いを命じた判決（一審）が出ている。人命の補償額を大きくすることで、このような非人道的な計算が軽々しく成立しないようにしたといわれる判決である。リスク対策ではっきりしているのは行為者ないしは守るべき人々のリスクについてであって、その対策の結果として他者に及ぶ損害や被害は基本的に眼中に無い。損害賠償請求権を持つ人々に損害を与えたときにはその賠償すべき金額だけが関心の中心であるから、儲けの範囲を超えるものでなければ問題にしないことになるのである。ましてそうした請求の権利を持たないものについては考慮の対象にも入らない。

日本社会でかかる社会的バランスの取り方を発想するだろうか。どの社会でもこうした判断の人はいるものであるが、平均的な日本人の発想としては、事故発生確率計算以前に、欠陥商品を承知の上で出荷した後の信用丸つぶれの結果を恐れるのではないだろうか。「金を安んじる」という発想の背景には売り逃げという発想ではなく、損とって得とれと発想するような長期信用を大事にする価値観を社会が共有していることを示唆している。目先の損得勘定ではなく、社会的価値バランスの合理性の方が勝っている社会といえる。仏教世界の話であるが、山川草木悉皆成仏と発想する。損害賠償請求する権利のないものはその存在すら眼中に無いという発想とは大きく異なる。

社会レベルでは多くの価値観の異なる人々が共存している。ある人にとって高い価値も、別の人にとっては無価値、あるいは積極的に否定すべきものと捉えることもありうる。そうした中で「他に一切の支障がないこと」の実現はなかなか難しい。だからこそ、人間関係が密接になるほど、所期目的であれ、支障の無いこと（無事なこと）であれ、その中身について社会的妥当性が問題になり、「安全」の配慮としてはそのバランスを図ることが不可欠と発想する社会があっても不思議ではないであろう。そこでは他者への気遣いが欠かせず、根回しの発想にもつながろう。もっと一般的に表現すれば、社会的説得の努力も不可欠である。これを合意形成と捉える人もいるが、欧米のような積極的な合意の表明というよりは、秩序の乱れを出来るだけ少なくする工夫を互いにする事で、少々のごときは我慢し、譲り合う形で共存してきた姿という方が日本社会の実態に近いのではないだろうか。「全を安んずる」という発想には所期目的を達するという積極的な達成感より、妥協に妥協を重ねて秩序をこわさないように配慮しようという力が強く働くように見える。

そういうことに価値を認める社会もあれば、マイナス評価をする社会もあろう。しかし好むと好まざるとに関わらず、現代社会は新しい安全問題に直面しており、その解決のための工夫ないしは創造が求められている。それは従来の文化伝統を超えることを求めてもいる。今、語源や基本概念の検討にまで問題を掘り下げて、基本中の基本となる要素を確認して安全を考えてきたのも、直接的には安全問題の解き方が大きく変化してきており、21世紀型の解き方の構築が目指されているからである。新しい解き方の創出の時期といってもよく、基本概念を明確にし、その特徴を現代ないしは将来の諸条件に照らして適切に活かした解き方を工夫する必要

があるからである。

#### 注

- 1) 米国大手US スチール社は1906年工場建設操業に際し、当時の常識「品質第一・生産第二・安全第三」を「安全第一・品質第二・生産第三」に方針転換して工場の設計・建設施工・設備搬入・レイアウト・据付け・運転に至るまで実施したところ、劇的な労働災害低減に成功したばかりか、多くの懸念に反して生産効率向上にも成功し、多方面に影響する実践運動に発展した。その方針転換は当時の社長エルバート・ヘンリー・ゲーリーの決断にあったという。参考文献：花安繁郎「近代産業安全運動の先駆者たちが遺した未来への提言」横浜国立大学安全・安心の研究センター平成19年度年報
- 2) 小田川全之は明治16年に工部大学校土木工学科を卒業し、明治23年に古河家に入り、足尾銅山での土木工事や鉍毒対策にとりくむ。明治37～40年採鉍・精錬技術の調査のために米国に滞在しており、当時米国で勢いよく普及しつつあった「safety first」の理念とその実践思想を持ち帰り、明治44年に足尾銅山所長を兼務した翌年から「安全専一」と訳したホウロウ製の標識を坑内作業所に掲げ、大正2年からは同事業所内報「鉍夫之友」を刊行して作業安全を喚起するための講話などを掲載し、大正4年には安全心得読本を作成して作業員全員に持たせるなど、職場の安全確保のための先駆的活動を展開した。これが日本の産業安全運動の始まりとされる。この運動を引き継いだのは蒲生俊文（東京電機、現：東芝）とされ、彼が「safety first」を「安全第一」と訳し、さらに広く同思想の啓蒙普及を図るために、通信次官の内田嘉吉らとともに1917年（大正6年）「安全第一協会」（会長：内田嘉吉）を創設し、月刊誌『安全第一』を通じて安全第一思想の普及に努めながら、1919年には現在まで毎年実施されている安全週間運動を最初に企画・開催し、その際、産業安全のシンボルマーク：緑十字を定めるなど、運動を職場活動から社会運動へと展開させた。こうした運動は戦時統制が強化される中で制約されていくことになるが、そうした



逆風においても、1939年（昭和14年）に経営譲渡時の売却金50万円を国に寄付し、安全第一協会設立以来多くの産業安全関係者の宿願であった産業安全研究所と産業安全博物館の設立を願い出る人物、伊藤一郎が現れ、伊藤の寄付金を基に、多くの企業からの寄付金を集め、1942年（昭和17年）産業安全研究所の設立、翌年産業安全博物館開館の運びとなる。これが戦後の活躍の核となる。

参考文献：1）と同じ

- 3) 藤堂明保編(1978).『学研 漢和大字典』学習研究社 pp.347「安」.
- 4) 加藤常賢(1970).『漢字の起源』角川書店 pp.5「安」.
- 5) 「𠄎(読み:エン)」は「宴」の旧字体
- 6) 白川静(1997)『字通』平凡社 pp.11「安」.
- 7) 『説文解字』は後漢の許慎(54~147年ごろの人)が作った中国最古の字書の名前で、説文とも省略表示する。最も古い漢字の解説書。19世紀末に甲骨文字が発見され、許慎の解説にはときに誤りがあることも発見された。しかし妥当なものも多く、またこれなしには甲骨文字、金文を解説する手掛かりが得られないといわれている。
- 8) 藤堂明保編集(1978).『学研漢和大字典』学習研究社 pp.1002「綏」.
- 9) 白川静(1997).『字通』平凡社 pp.883「綏」.
- 10) 藤堂明保編集(1978)『学研漢和大字典』学習研究社 pp.56「全」.
- 11) 白川静(1997).『字通』平凡社 pp.967「全」.
- 12) 藤堂明保編(1978).『学研:漢和大字典』学習研究社 pp.78「保」.なお白川静『字通』pp.1431によれば、人+子+襍むつきをかけた形で生まれた子の儀礼を示し、保は聖職者とある。
- 13) 藤堂明保編(1978).『学研:漢和大字典』学習研究社 pp.173「十」
- 14) 白川静(1997).『字通』平凡社 pp.745「十」
- 15) 辛島恵美子(1986).『安全学索隠…安全の意味と組織』八千代出版 pp.33-39.
- 16) 同上 pp.52-56.
- 17) KENKYUSHA'S New English-Japanese Dictionary 5<sup>th</sup> (1980) pp.1862「safe」.
- 18) 同上 pp.1912「security」. pp.326「care」.
- 19) 同上 pp.514「cure」.
- 20) 同上 pp.1912「secure」.
- 21) 同時成就と表現するものの、ケースによってはその成就が同時に確認できるとは限らない。あくまで同時成就となるよう目指すのが基本との意味である。
- 22) 藤堂明保編集(1978).『学研漢和大字典』学習研究社 pp.186「危」.
- 23) 説文には「高きに在りて懼るるなり。戸に従い、自ら“節”して之を止む」
- 24) 白川静(1984).『字統』平凡社 pp.140「危」.
- 25) 藤堂明保編集(1978).『学研漢和大字典』学習研究社 pp.1422「險」.
- 26) KENKYUSHA'S New English-Japanese Dictionary 5<sup>th</sup> (1980) pp.1826「risk」.
- 27) 同上の pp.530「danger」.
- 28) 同上の pp.968「hazard」.
- 29) 辛島恵美子(1998), リスク概念の歴史的変遷とその現代的意味, IATSS Review Vol. 24, No.2, pp.127-136.
- 30) ISO/IEC Guide 51の正式名称は“Safety aspects…Guidelines for their inclusion in standards”であり、これを日本では2004年に「JIS Z 8051:2004 安全側面…規格への導入指針」として発行している。その特徴は次の四点とされる:①安全はリスクを経由して定義される ②リスクアセスメントの実施要求 ③リスク低減の方法論 ④規格の階層構造化である。
- 31) 「危害」は「危」と「害」の熟語であり、「危害を加える」「危害を防止する」などの使い方があり、「人焉んぞ能く安利の道を去りて、危害の處に就かんや」(韓非子, 奸劫弑臣)ともあり、危害について“危険で身をそこなう”と白川『字通』では解説している。一般的辞書では「生命または身体をそこなうこと。またその危険と損害」(広辞林第三版)ともあり、物理的な害の意味、能作的な加害の意味、危うい害の意味、危険と害、あるいは危険や害の意味など多岐にわたる使われ方をしており、この解釈についてはまだ確定するだけの十分な根拠を持ちあわせていない。
- 32) 向殿政男監修(2007).『安全の国際規格1 安全設計の基本概念』日本規格協会 pp.25.
- 33) 辛島恵美子(1986).『安全学索隠…安全の意味と組織』八千代出版 pp.74-82.
- 34) 「economy」の基本の意味は家政の秩序、家政を秩序づけることであり、やがて家政が国家レベルの家政(national economy)となり、



後に national も外れて使われるに至ったものであり、漢語「経済」は経世済民の略語形である。

- 35) この事例は大学では企業倫理問題としてよく掲げられる。参考：JST 失敗知識データベース自動車ピントの衝突火災 <http://shippai.jst.go.jp/>（2011年1月確認）

また、ハーバード白熱教室講義録によれば、自動車会社フォードが行った費用便益分析に直感的に嫌悪感を多くの人々が抱いたポイントは、人の命の金銭的価値を持ち込んだところにあるとも指摘しているが、費用便益分析自体に問題があるとまでは考えていなそ

うな議論もなされている（Lecture 3 review）  
<http://deztec.jp/z/dw/j/review0.2html>  
（2011年1月確認）

ちなみに、フォード社がピント回収に使った費用便益分析の概要は次の通り：①事故を起こさない対策費用「1台当たり11ドル×1,250万台≒1億3,700万ドル」②事故による損害賠償の出費「死者180人×20万ドル+負傷者180人×67,000ドル+自動車修理2,000台×700ドル≒4,950万ドル」

裁判ではこの計算が陪審の評決に大きな影響を及ぼし、1億ドルを超える陪審評決がでたが、控訴審で350万ドルに減額された。

（掲載決定日：2011年3月2日）